

香川県広域水道企業団職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月31日

香川県広域水道企業団企業長 池 田 豊 人

香川県広域水道企業団企業管理規程第16号

香川県広域水道企業団職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部を改正する規程

香川県広域水道企業団職員の管理職員特別勤務手当に関する規程（令和6年香川県広域水道企業団企業管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与規程第19条第1項の企業長が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>	<p>(管理職員特別勤務手当の額等)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 給与規程第19条第1項第1号の企業長が定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。</p>

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。